

再生可能
エネルギーで
補助を受けたい

分散型エネルギーシステム 導入加速化事業補助金

趣旨・目的

低炭素社会づくりの推進、地域経済の活性化および災害時における代替エネルギーの確保等の防災対策を推進するため、中小企業者等が県内の事業所等に再生可能エネルギー等の設備を導入する場合、これに要する経費の一部を支援します。

対象となる方

中小企業者等（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等を含む。みなし大企業は除く。）

支援内容

補 助 率	補助対象経費の1/3以内 (福祉避難所となり得る事業所(福祉施設等)は、1/2以内)
補 助 限 度 額	設備の種類ごとに上限50万円~200万円 (福祉施設等の場合は、設備の種類ごとに上限75万円~300万円)
補 助 対 象 事 業	県内の事業所等において以下の再生可能エネルギー等の設備を導入する事業であって、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業 ①発電設備 太陽光発電(蓄電設備の併設要)、風力発電、小水力発電、バイオマス発電 ②熱利用設備 太陽熱利用、バイオマス熱利用、地中熱利用、下水熱利用、その他熱利用 ③燃料製造設備 バイオマス燃料製造 ④革新的なエネルギー高度利用技術 ガスコージェネレーション、燃料電池 ⑤蓄電池単体 ⑥次世代自動車+V2H(福祉施設等のみ)
補 助 要 件 等	<ul style="list-style-type: none"> 設備ごとに規模等の要件あり 工事の発注先は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること

※制度の詳細および募集期間等については、滋賀県のホームページをご覧ください。
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/304953.html>)

問い合わせ先

滋賀県総合企画部 エネルギー政策課

TEL : 077-528-3091 (129ページ No.14)

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の
改善・開発面の支援

販売・取引面の支援